

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第4号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
1 香川県産業技術センター機器使用料				1 香川県産業技術センター機器使用料			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
略				略			
自動試料研磨装置	1時間当たり	1,440円		自動試料研磨装置	1時間当たり	1,220円	
略				略			
有限要素法解析装置	1時間当たり	1,430円		有限要素法解析装置	1時間当たり	490円	
略				略			
雑音許容度試験機	略			雑音許容度試験機	略		
冷熱衝撃試験器	略			<u>雷サージ許容度試験機（高圧対応型）</u>	1時間当たり	460円	
略				冷熱衝撃試験器	略		
可変型電源	略			略			
インピーダンス解析装置	略			可変型電源	略		
略				<u>広帯域電力計</u>	1時間当たり	200円	
キセノンウェザーメーター	略			インピーダンス解析装置	略		
<u>紫外線促進耐候性試験機</u>	1時間当たり	490円		略			
多軸同時振動試験装置	略			キセノンウェザーメーター	略		
略				多軸同時振動試験装置	略		
真空巻締機	1時間当たり	300円		略			
略				真空巻締機	1時間当たり	240円	
クリーンベンチ	略			略			
<u>水分活性測定器</u>	1時間当たり	330円		クリーンベンチ	略		
凍結乾燥機	略			凍結乾燥機	略		

略		
2 略		
3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料		
区 分	単 位	金 額
略		
味認識装置（センサーを除く。）	略	
真空巻締機	1時間当たり	300円
レトルト殺菌装置	略	
略		
クリーンベンチ	略	
水分活性測定器	1時間当たり	330円
凍結乾燥機	略	
略		

別表第2（第12条関係）

1 香川県産業技術センター手数料

区 分	単 位	金 額
略		
食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
水分活性	1件	1,410円
略		
固体分析		
略		
水分活性	1件	1,440円
略		
略		

2 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料

区 分	単 位	金 額
食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
水分活性	1件	1,410円

略		
2 略		
3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料		
区 分	単 位	金 額
略		
味認識装置（センサーを除く。）	略	
レトルト殺菌装置	略	
略		
クリーンベンチ	略	
凍結乾燥機	略	
略		

別表第2（第12条関係）

1 香川県産業技術センター手数料

区 分	単 位	金 額
略		
食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
水分活性	1件	1,850円
略		
固体分析		
略		
水分活性	1件	1,880円
略		
略		

2 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料

区 分	単 位	金 額
食品・食品原料分析		
液体分析		
略		
水分活性	1件	1,850円

略		
固体分析		
略		
水分活性	1 件	<u>1,440円</u>
略		
特殊分析		
略		
酸価（油脂の場合）	略	
<u>酸価（国際規格準拠の場合）</u>	<u>1 件</u>	<u>3,090円</u>
酸価（固形物の場合）	略	
過酸化物価（油脂の場合）	略	
<u>過酸化物価（国際規格準拠の場合）</u>	<u>1 件</u>	<u>3,090円</u>
過酸化物価（固形物の場合）	略	
紫外線吸光度	略	
<u>紫外線吸光度（国際規格準拠の場合）</u>	<u>1 件</u>	<u>2,090円</u>
<u>水分・揮発性成分</u>	<u>1 件</u>	<u>3,500円</u>
<u>不溶性夾雑物</u>	<u>1 件</u>	<u>7,190円</u>
総ポリフェノール（液体（油脂を除く。）の場合）	略	
略		

略		
固体分析		
略		
水分活性	1 件	<u>1,880円</u>
略		
特殊分析		
略		
酸価（油脂の場合）	略	
酸価（固形物の場合）	略	
過酸化物価（油脂の場合）	略	
過酸化物価（固形物の場合）	略	
紫外線吸光度	略	
総ポリフェノール（液体（油脂を除く。）の場合）	略	
略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。